

電子納付が利用可能な主な事件一覧

2021/2/1

【地方裁判所】

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備 考
			(郵便料)	(郵便料以外) 欄外※1	
民事	〈訴訟・労働審判関係〉				
	通常訴訟事件	ワ	○	○	
	手形及び小切手訴訟事件	手ワ	○	○	
	行政訴訟事件	行ウ	○	○	
	控訴提起事件 欄外※2	ワネ, 行ヌ	○	/	
	控訴事件	レ	○	○	
	上告提起事件 欄外※2	レツ	○	/	
	抗告提起事件 欄外※2	ソラ, 行カ	○	/	
	民事雑事件(証拠保全申立て等)	モ	○	○	
	労働審判事件	労	○	○	
	〈執行関係〉				
	不動産等に対する強制執行事件, 不動産等を目的とする担保権の実行としての競売等事件	ヌ, ケ	△ 備考欄参照	○	郵便料については, 電子納付を利用できる庁と, 利用できない庁がありますので, 申立先の裁判所に事前にご確認ください。 なお, 買受申出保証金及び売却代金については, 電子納付は利用できません。
	財産開示事件, 第三者からの情報取得事件	財チ, 情チ	△ 備考欄参照	○	郵便料については, 電子納付を利用できる庁と, 利用できない庁がありますので, 申立先の裁判所に事前にご確認ください。
	〈破産・再生関係〉				
破産事件	フ	×	○		
再生事件, 小規模個人再生事件, 給与所得者等再生事件	再, 再イ, 再ロ	×	○		
刑事	公判請求事件	わ	/	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は, 事前に担当書記官にご連絡ください。

【簡易裁判所】

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備 考
			(郵便料)	(郵便料以外) 欄外※1	
民事	通常訴訟事件	ハ	×	○	
	少額訴訟事件	少コ	×	○	
	手形及び小切手訴訟事件	手ハ	×	○	
	控訴提起事件	ハレ	△ 備考欄参照	/	事件記録が控訴審(地方裁判所)に到着した後に、控訴審で郵便料を電子納付することは可能です。
	民事雑事件(証拠保全申立て等)	サ	×		
		公示催告事件	へ	×	○
刑事	公判請求事件	ろ	/	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は、 事前に担当書記官にご連絡ください。

(参考)他にも利用できる事件

【高等裁判所】

	主な事件の種類	事件符号	電子納付の可否		備 考
			(郵便料)	(郵便料以外) 欄外※1	
民事	控訴事件	ネ, 行コ	○	○	
	上告事件	ツ	○	○	
	抗告事件	ラ, 行ス	○	○	
刑事	控訴事件	う	/	○ 備考欄参照	保釈保証金を電子納付したい場合は、 事前に担当書記官にご連絡ください。

※1 主な例として、証人旅費日当や鑑定料(通常訴訟, 行政訴訟事件), 現況調査手数料(不動産等に対する執行事件), 官報公告掲載料(破産, 再生, 公示催告事件)などがあります。

※2 原審の裁判所が上訴状(控訴状や上告状)を受領した後, 当該事件記録を上訴審の裁判所に送付するまでの間の事件を, 「●●提起事件」と呼びます。上訴審の裁判所が事件記録を受領した時は, 改めて事件符号及び番号が付されます。

◎ この表に記載がない事件については、担当部署に電子納付が可能かどうかを照会してください。